申告書の受け付けが始まります

所得税は税務署で、市・都民税は市役所で

窓口での受付期間は２月16日（水）～３月15日（火）

所得税の確定申告と市・都民税の申告の受け付けが始まります。窓口での受け付けは、２月16日（水）～３月15日（火）です。所得税の確定申告は税務署で、市・都民税の申告は市役所で受け付けます。

申告は郵送でもお受けします。また、各会場とも車での来場はご遠慮ください。

所得税の確定申告

申告と相談は東村山税務署へ
〒189－8555、東村山市本町１ノ20ノ22、☎042・394・6811（代）

申告書は自分で書いて早めに提出を

●所得税の申告と納税は２月16日（水）～３月15日（火）
●個人事業者の消費税および地方消費税の申告と納税は３月31日（木）まで

所得税の確定申告が必要な方

（１）事業を営んでいる方、不動産所得などがある方、土地・建物等やゴルフ会員権および株式等を譲渡した方などで、16年中の各種所得の合計額から所得控除額を差し引いた金額を基礎として計算した税額が、配当控除額、年末調整にかかる住宅借入金等特別控除額および定率減税額の合計額より多い方

（２）給与所得のある方で、次のいずれかに該当する方。①給与の年収が２０００万円を超える方②給与を２カ所以上から受けている方で、従たる給与等の金額と給与以外の所得との合計額が20万円を超える方③給与以外の所得が20万円を超える方④同族会社の役員等で、その法人から貸付金の利子や不動産の賃貸料などの支払いを受けている方⑤所得税の源泉徴収が行われない家事使用人、在日外国公館に勤務する方および国外で支払いを受ける給与等のある方など

サラリーマンで還付申告をされる方へ

還付申告は２月15日以前でも税務署で受け付けています。

給与所得者で雑損控除、医療費控除、寄付金控除、住宅借入金等特別控除などの適用を受けることができる方、また、年の中途で退職したため年末調整を受けることができなかった方などは、源泉徴収税額の還付を受けるための確定申告書を提出することができます。

還付金の振込先の記入は確実に

振込先は、申告者（本人）名義の口座に限ります。還付金の支払いは、申告書を提出されてから約１カ月半～２カ月かかる場合があります。

国税庁のホームページで確定申告などの作成（検算）ができます

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成（入力）し、印刷した確定申告書は、そのまま税務署に提出することができます。印刷の際は、カラープリンタを使用してください。

株式等の譲渡所得のある方は、同コーナーで確定申告書を作成することができますが、土地・建物等の譲渡所得のある方など、利用できない場合があります。また、所得税の確定申告書の決算書、収支内訳書、消費税の確定申告書も作成可能です。

国税庁のホームページアドレス
http://www.nta.go.jp

にせ税理士にご注意を

納税者の依頼による税務代理・税務書類の作成・税務相談等は、税理士の登録を行っていない人はできないことになっていますので、正規の税理士に依頼しましょう。

納税は便利な口座振替で

申告所得税や個人事業者の消費税の納税には、口座振替が便利です。この制度を利用しますと、金融機関の預貯金口座（郵便貯金も利用可）から振り替えで納税することができます。手間が掛からず、うっかり納期限を忘れることもなくなり大変便利です。

新たに口座振替を希望される場合は、預貯金先の金融機関等または税務署に、「預貯金口座振替依頼書」を提出してください。

消費税の届け出が必要です

消費税法の改正により、15年分以降の課税売上高が１０００万円を越える個人事業者は、消費税の課税事業者となります。該当する方で「消費税課税事業者届出書」を提出していない方は、早めに提出してください。

市・都民税の申告

申告と相談は市役所課税課市民税係（市役所２階・内線2333～2337）へ

申告が必要な方

（１）17年１月１日現在、市内に住所があり、前年中に収入のあった方

（２）給与所得者の方でも、次のいずれかに該当する方。①勤務先から市役所へ給与支払報告書の提出がない方②給与を２カ所以上から受けている方③16年中に退職し、17年１月１日現在就職していない方④給与のほかに地代・家賃、原稿料、年金、配当などの所得があった方（所得税では、給与所得者で給与以外の所得が20万円以下の方については確定申告をする必要がありませんが、市・都民税では申告をする必要があります）

（３）17年１月１日現在、市内に居住していないが、市内に事務所や家屋敷を有する方

申告の必要がない方

（１）前記の「申告が必要な方」の（１）～（３）に該当する方でも、所得税の確定申告書を税務署に提出した方

（２）給与所得者で給与以外の所得がなく、勤務先から市役所へ給与支払報告書を提出済みの方

（３）給与所得者の妻等で同居の方の扶養になっている方

（４）16年中から継続して生活保護を受けている方

前年中に収入のなかった方も申告を

前年（16年）中に、病気・失業・学生等の理由で収入のなかった方も、申告書裏面の「収入のなかった方へ」にその旨を記入し、提出してください（同居の方の扶養になっている場合は除く）。

※申告書を提出することにより、非課税証明書発行などの資料となります。

申告書（市・都民税）が届かない方へ

申告書は、申告する必要があると思われる方に郵送しましたが、該当する方で届かない方は、課税課市民税係までご連絡ください。申告書は上の原・ひばりが丘・滝山の各出張所にもあります。

申告に必要なもの

申告書▼源泉徴収票・収入証明書など前年中の収入金額の分かる書類▼社会保険料・生命保険料・損害保険料・医療費等の各控除を受ける場合は、前年中に支払った証明書または領収書▼国民健康保険税・国民年金で前年中に支払った領収書▼障害をお持ちの方は障害者手帳または証明書▼印鑑

所得税と市・都民税申告の際のご注意

◇申告書をすべて記載でき、申告書を郵送する方で「控え」が必要な方は、「控え」をボールペンや万年筆で記載の上、切手をはった返信用の封筒を同封してください
◇税務署や市役所では、申告書の記載方法などについて疑問等がある方に、書き方のアドバイスを行います（所得税の確定申告書について、市役所では簡易な申告のみ）が、申告書はご自身で作成していただきます。来場の際には、あらかじめ申告書の住所・氏名・扶養控除欄など分かるところは記載し、筆記用具・計算機を持参してください
◇税務署と市役所は土曜・日曜日、祝日はお休みです。ただし、税務署では２月20日（日）と27日（日）に、確定申告書作成のアドバイスおよび申告書の受け付けを行います

確定申告の無料相談（税理士会）

会場	日程	受付時間
市役所 ７階701会議室	２月18日（金）まで	午前９時半～11時半 午後１時半～３時半

※受付時間は混雑の状況で早く締め切る場合があります。
※所得金額が高額な方、相談内容が複雑な方、譲渡・相続・贈与の申告の方は、税務署または有料で税理士に相談してください。

市・都民税の申告会場

会場	日程	受付時間
市役所 ２階204・205会議室	２月16日（水）から ３月15日（火）まで	午前８時半～11時半 午後１時～５時

※土曜・日曜日はお休みです。また、車での来場はご遠慮ください。

お願い

○右表の「市・都民税の申告会場」でお受けできる確定申告は、次のものに限ります。
（１）提出のみの方＝内容が記入されていて、お預かりするだけのもの
（２）簡易な申告の方＝①給与や公的年金のみの収入②前記①に該当し、医療費控除や寄付金控除のある方
※簡易な申告の方で、市役所に来場される場合には、上掲の「申告の際のご注意」を参照してください。
○市役所で受け付ける市・都民税の申告では、所得税の還付は受けられません。還付申告をされる方は税務署に確定申告をしてください。

納税相談窓口を開設

夜間は３月１日（火）・２日（水）
休日は３月５日（土）・６日（日）

夜間と休日に納税相談窓口を開設します。市・都民税、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税等の市税の納め忘れはありませんか。仕事などで平日の相談が困難な方は、ぜひこの機会をご利用ください。

※相談の場合は、事前に来庁の日時をご連絡ください。

※納税証明の発行、市・都民税（所得税）の申告の相談・受け付けは行いません。

夜間納税相談窓口

【日時】３月１日（火）・２日（水）のいずれも午後８時まで
【会場】納税課（市役所２階）

休日納税相談窓口

【日時】３月５日（土）・６日（日）のいずれも午前９時～午後４時
【会場】保険年金課（市役所１階）および納税課（同２階）
【内容】納税相談、納付受け付け

詳しくは市税の納税については納税課☎70・7730、国民健康保険税の課税については保険年金課☎70・7732へ。

市税の納付にご協力を

２月28日（月）は、固定資産税・都市計画税第４期と国民健康保険税第８期の納期限です。最寄りの金融機関でお納めください。

詳しくは納税課☎70・7730へ。

恩給欠格者と引き揚げ者の皆さんに書状などを贈呈

恩給欠格者と引き揚げ者の皆さんに内閣総理大臣名の書状などを贈呈しています。

対象は、①旧軍人軍属で恩給などを受けていない「恩給欠格者」の方②「恩給欠格者」で、請求を行わずに亡くなられた方のご遺族③終戦に伴い、日本以外の地域から引き揚げてこられた方です。②③の請求期限は、３月31日（木）です。

【請求方法】福祉総務課（市役所１階）で配布中の請求用紙に必要事項を記入の上、直接または電話で独立行政法人平和祈念事業特別基金に、請求してください

詳しくは同基金☎０１２０・２３４・９３３および同基金ホームページまたは市福祉総務課庶務係☎70・７７４１へ。

独立行政法人平和祈念事業特別基金
ホームページアドレス
http://www.heiwa.go.jp